

## 随意契約結果書

物品等又は役務の名称及び数量	R 5 荒川上流広報資料等作成業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川上流河川事務所長 大東 淳一 埼玉県川越市新宿町3-1-2
契約を締結した日	令和5年5月29日
契約の相手方の氏名及び住所	ニッセイエブロ (株) 東京都港区西新橋1-1-8-17
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	2,992,000 円
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	非公表
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、荒川上流河川事務所管内の住民に対して、河川事業の役割や防災・減災に関する意識の向上を認識してもらう必要があることから、効果的な理解促進を図るため、事務所の取組を紹介する広報資料を作成し、広く情報発信することで、地域住民や一般の方への更なる防災力の向上を図るものである。</p> <p>本業務を遂行するためには、高度な企画立案を必要とすることから、予定技術者の業務実績及び特定テーマを含めた企画提案を求め、企画競争により選定を行った。</p> <p>ニッセイエブロ (株) は、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。</p>
備考	

## 随意契約結果書

物品等又は役務の名称及び数量	R 5 荒川上流河川事務所新聞掲載業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川上流河川事務所長 大東 淳一 埼玉県川越市新宿町3-1-2
契約を締結した日	令和5年5月30日
契約の相手方の氏名及び住所	(株) 埼玉新聞社 埼玉県さいたま市北区吉野町2-282-3
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	12,826,000 円
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	非公表
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、広く地域住民に対し、近年の水災害を契機とした、地域と連携した治水対策の推進、減災に向けた取組の推進、出水に対する備え、河川の利用実態、自然環境の保全といった情報を提供することにより、防災・減災に対する意識・関心を高めていただくとともに、河川事業の役割や意義についても理解を深めていただくことを目的に新聞掲載を行うものである。</p> <p>本業務を遂行するためには、高度な企画立案を必要とすることから、予定技術者の業務実績及び特定テーマを含めた企画提案を求め、企画競争により選定を行った。</p> <p>(株) 埼玉新聞社は、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。</p>
備考	

## 随意契約結果書

物品等又は役務の名称及び数量	R 5 単価契約荒川上流河川事務所不動産鑑定評価等業務 (その1)
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川上流河川事務所長 大東 淳一 埼玉県川越市新宿町3-1-2
契約を締結した日	令和5年5月29日
契約の相手方の氏名及び住所	(有) みづほ不動産鑑定 埼玉県さいたま市中央区新中里5-7-5
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	177,100 円 (基準単価)
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	非公表
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、荒川上流河川事務所が用地買収等のために必要となる標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書等を含む。)の作成並びにこれらに付随する諸業務を行うものである。</p> <p>本業務を遂行するためには、高い信頼性を必要とすることから、不動産鑑定士の経験及び能力や業務実施方針などを含めた技術提案を求め、企画競争により選定を行った。</p> <p>(有)みづほ不動産鑑定は、企画提案書によって、総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。</p>
備考	単価契約

## 随意契約結果書

物品等又は役務の名称及び数量	R 5 単価契約荒川上流河川事務所不動産鑑定評価等業務 (その2)
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川上流河川事務所長 大東 淳一 埼玉県川越市新宿町3-1-2
契約を締結した日	令和5年5月26日
契約の相手方の氏名及び住所	(株) 関田不動産鑑定事務所 埼玉県行田市桜町2-2-4-9
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	177,100 円 (基準単価)
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	非公表
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、荒川上流河川事務所が用地買収等のために必要となる標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書等を含む。)の作成並びにこれらに付随する諸業務を行うものである。</p> <p>本業務を遂行するためには、高い信頼性を必要とすることから、不動産鑑定士の経験及び能力や業務実施方針などを含めた技術提案を求め、企画競争により選定を行った。</p> <p>(株) 関田不動産鑑定事務所は、企画提案書によって、総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。</p>
備考	単価契約